



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:第83回消費者委員会食品表示部会について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第41講 個別
:ベーコン類の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:通い容器の表示について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

我が国には、欧米主要国とは異なりサプリメント食品を定義しそれを包括的に規律する法律はなく、健康被害情報の収集・活用、有効性・安全性の観点からの実効性の確保、表示・広告規制等において、消費者保護の観点からの規律や監視・執行体制が不十分である（令和6年7月16日消費者委員会）。



◆消費者委員会 食品表示部会(第83回)において、「サプリメント食品について」令和8年9月3日に会議が開催されました。
「サプリメントの規制の在り方について」改正案が検討されています。

概要

■事業者による健康被害情報の報告

健康被害(医師の診断を受けたものに限る。)の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合は報告する。

■「サプリメント(錠剤、カプセル剤等食品)」の製造施設

施設の規模によらず、原材料の受入れから製品の出荷に至るまで、GMPによる製造管理及び品質管理を行う。

■営業許可・届出の申請の際に、「サプリメント」の製造・加工に係る取扱いの記載を必須とする。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはP a g e 1 -2 (会員) で記載しています。

第41講 ベーコン類の表示について【個別】

■概要

ベーコン類は、ハム類と同様に、豚肉の単一肉塊を使用したものであり、これを整形、塩漬（えんせき）し、調味料や香辛料等で調味し、結着補強材等を加えてくん煙したものです。ベーコン類は、別表第3の定義、別表第4の名称と原材料名、添加物、別表第5の名称規制、別表第22の表示禁止事項について個別ルールがありました。

今回の見直しで、定義と名称は一部削除、名称規制は類似商品と区別するため現状維持、原材料名と添加物、禁止事項は横断的な基準に合わせ廃止となりました。

■定義

別表第3の定義につきましては、ベーコン、ロースベーコン、ショルダーベーコン、ミドルベーコン、サイトベーコンいずれも豚肉を塩漬（えんせき）し、くん煙したものであり、使用する豚肉は、ベーコンは**ばら肉**、ロースベーコンは**ロース肉**、ショルダーベーコンは**肩肉**、ミドルベーコンは**胴肉**、サイドベーコンは半丸枝肉と定義されていました。

別表第3の定義については、消費者に認知され、商品選択に役立っているため、定義があることにより他の食品との区別を明確にしているため一部現状維持ですが、ミドルベーコン、サイトベーコンについては流通実態がほぼないため定義の削除を、それに付随して半丸枝肉、胴肉の用語が削除されました。

■名称

別表第4の名称について、ベーコンは「ベーコン」と、ロースベーコンは「ロースベーコン」等と表示すること、形状についてはこれまでのハム類やソーセージの品目と同様の規定となっていました。

別表第4の名称は定義に合わせて消費者に認知され商品選択に役立っているため、現状維持とされ、形状については外観から判断できるため廃止されました。なお、事業者の判断で任意に表示することは可能です。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

▼内容

通い容器とは加工食品を**直に**容器の中に充てんし、離れた拠点の間を往復または循環し、リユース(再使用)して使われる輸送容器のことです。タンクローリーやコンテナ、角ペール等の通い容器があります。

いったん加工食品を**袋詰め**した後、外装の通い容器に入れたとしても、通い容器自体は容器包装ではありませんが、袋詰めした袋は容器包装にあたります。

従って、容器包装した袋を通い容器に入れたとしても容器包装された加工食品としての表示義務が生じることになります。

ここで、質問です。食品を**直に**通い容器に充填した業務用加工食品の表示はどのような義務の事項名があるのでしょうか？

【解説】

上記のタンクローリーやコンテナ、角ペール等の通い容器の容器自体は容器包装に該当しないため「容器包装に入れないで販売する場合」に該当することになります。

食品表示基準で対象となる一般用加工食品は容器包装に入れられた加工食品であるため、容器包装に入れないで販売する場合は同基準の対象外となります。

一方、業務用加工食品は同基準第11条の義務表示の特例が適用されます。そこで、義務表示の第10条の項目から第11条の項目を差し引いた事項名が対象となります。当該表示事項は通い容器ではなく、送り状や規格書等で送り先等に提出することとなります。

※ 続きは P a g e 3 - 2 (会員) で記載しています。

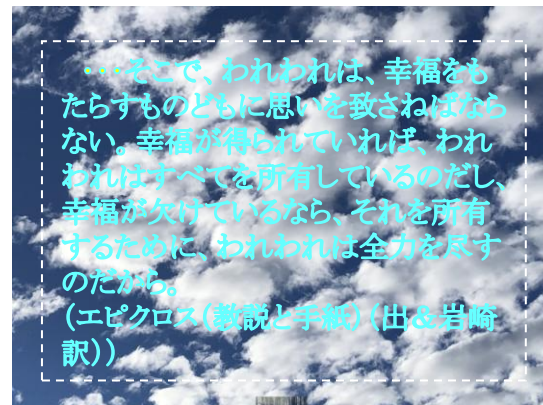
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2026年(令和8年)も実務に役立つ基本となる情報を発信して参ります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2026年 9号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。